



埼玉県報

第180号
令和3年(2021年)
2月5日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県感染防止対策協力金支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(シニア活躍推進課)
- さいたま中央土地改良区の役員就任届(さいたま農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 越谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧(市街地整備課)
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道さいたま幸手線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定(越谷建築安全センター)

告 示

埼玉県告示第百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県感染防止対策協力金支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部シニア活躍推進課就業支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年12月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
135,122,460円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、さいたま中央土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	森田 博	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子五百八十六番地
	若谷 茂夫	緑区大字高畑九百五十八番地
	山口 文司	岩槻区大字横根九百四十番地
	本田 敏一	同 同 三百十九番地
	守富 茂	見沼区大字膝子七十三番地
	小島 一夫	同 同 四百九十六番地
	蛭間 司郎	同 同 七百七十七番地
	相澤 一次	同 同 五百八十四番地
	磯部 照夫	同 同 六百六十六番地
	勝田 幸雄	同 同 四百八十七番地
	中野 栄寿	同 同 五百九十五番地一
	小島 直	同 同 五百十七番地
	小島 榮治	同 同 二百二十三番地
	杉山 喜良	同 同 二百七番地
	西澤 初男	同 同 大谷三百十五番地
	松澤 一夫	同 同 蓮沼千四百八十四番地
	會田 紀彰	緑区美園一丁目二十三番地十一
	矢島 正江	同 同 三十三番地一
	三枝 久訓	同 大字上野田五百五十五番地
	田口 公夫	岩槻区大字横根千二百九十一番地
	森田 和男	同 同 笹久保新田九百六十一番地
	小泉 茂雄	見沼区大字膝子三百番地
監事	森田 泰治郎	同 同 二千四百四十四番地

告 示

埼玉県告示第百三十二号

平成三十年埼玉県告示第四百九十五号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三十三号

令和二年埼玉県告示第七百五十六号で公示した公共測量は、令和二年十一月三十日終了した旨測量計画機関である皆野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三十四号

吉川市から越谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三十五号

吉川市から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三十六号

吉川市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により都市計画の変更の案を縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類

和光都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和光都市計画区域の区域

三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

令和三年二月五日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで から同市高柳字中島一一六九番一 地 久喜市高柳字中島一一七二番一 地先		区 間
二一・五〇	二〇・八四 一八・三九 一九・一五	敷地の幅員 (メートル)
四三・五〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八九五番一地从先から同郡同町大字下野字山合九四六番五六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年二月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年二月九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三二六・八二メートル</p>	<p>備考</p>

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

令和三年二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

認定番号	第一号
認定年月日	令和三年 二月五日
対象区域	埼玉県三郷市彦成 四丁目一番一他
公告に係る対象区域等を縦覧に 供する場所	埼玉県越谷建築安全センター